

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則

平成 27 年 12 月 24 日

規則第 57 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日規則第 23 号

平成 29 年 12 月 18 日規則第 43 号

平成 30 年 10 月 25 日規則第 47 号

令和元年 6 月 17 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成 27 年長野県条例第 43 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 3 条の規則で定める者及び事務)

第 2 条 条例第 3 条の規則で定める者は、別表第 1 の左欄に定める者とし、同条の規則で定める事務は、同表の左欄に定める者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める事務とする。

(条例別表第 1 の規則で定める事務)

第 3 条 条例別表第 1 の規則で定める事務は、別表第 2 の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事務とする。

(条例別表第 2 の規則で定める事務及び特定個人情報)

第 4 条 条例別表第 2 の 1 の項から 9 の項までの規則で定める特定個人情報は、別表第 3 の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事務の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める情報とする。

2 条例別表第 2 の 10 の項から 19 の項までの規則で定める事務は、別表第 4 の左欄に掲げる事務の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める事務とし、これらの項の規則で定める特定個人情報は、同欄に定める事務の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める情報とする。

(条例別表第 3 の規則で定める事務及び特定個人情報)

第 5 条 条例別表第 3 の 1 の項、2 の項及び 5 の項の規則で定める特定個人情報は、別表第 5 の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事務の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める情報とする。

2 条例別表第 3 の 3 の項、4 の項及び 6 の項から 8 の項までの規則で定める事務は、別表第 6 の左欄に掲げる事務の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める事務とし、これらの項の規則で定める特定個人情報は、同欄に定める事務の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める情報とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、条例附則第 2 項の

規定により読み替えて適用する条例第2条第3項に規定する規則で定める事務は、附則別表の左欄に掲げる知事又は教育委員会が行う同表の中欄に定める事務とし、同項に規定する規則で定める特定個人情報、同表の中欄に定める事務の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める情報とする。

(附則別表)

左欄	中欄	右欄
1 知事	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号の養育里親若しくは同条第2号の養子縁組里親の登録又は同条第3号の里親の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>ア 当該申請を行う者に係る道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）又は市町村民税（同法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報</p> <p>イ 当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）</p>
	(2) 児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>ア 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報</p> <p>イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>
2 知事	(1) 児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第6条の2第2項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この項において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22条第1項第2号のイの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この項において同じ。）に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項

		<p>の保護の変更、同法第 25 条第 1 項の職権による保護の開始若しくは同条第 2 項の職権による保護の変更又は同法第 26 条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）</p> <p>イ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項若しくは第 3 項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）</p> <p>ウ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>
	(2) 児童福祉法第 19 条の 5 第 2 項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	<p>ア 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報</p> <p>イ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>ウ 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>
	(3) 児童福祉法第 19 条の 6 第 1 項の医療費支給認定の取消しに関する事務	当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(4) 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 9 第 3 項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う医療費支給認定保護者（児童福祉法第 19 条の 3 第 7 項の医療費支給認定保護者をいう。以下この項において同じ。）又は当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等に係る住民票に記載された住民票関係情報

	(5) 児童福祉法施行規則第7条の23第1項の医療受給者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う医療費支給認定保護者又は当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等に係る住民票に記載された住民票関係情報
3 知事	児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
		イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
4 知事	(1) 児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務	ア 児童福祉法第27条第1項第3号の措置に係る児童（以下この項において「措置児童」という。）と同一の世帯に属する者に係る同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
		イ 措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第27条第1項第3号の措置に関する情報
		ウ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報
		エ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
		オ 措置児童に係る児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報
		カ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
		キ 措置児童を監護又は養育する者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1

		項の児童扶養手当の支給に関する情報
		ク 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		ケ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所給付費、同法第 21 条の 5 の 4 第 1 項の特例障害児通所給付費又は同法第 21 条の 5 の 12 第 1 項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
		コ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
		サ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報
		シ 措置児童の扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)第 3 条第 1 項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
	(2) 児童福祉法第 56 条第 2 項の費用の徴収に関する事務(同法第 50 条第 5 号に係る部分に限る。)	ア 児童福祉法第 20 条第 1 項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
		イ 児童福祉法第 20 条第 1 項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		ウ 児童福祉法第 20 条第 1 項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(3) 児童福祉法第 56 条第 2 項の費用の徴収に関する事務(同法第 50 条第 6 号及び第 6 号の 3 に係る部分に限る。)	ア 児童福祉法第 23 条第 1 項の母子生活支援施設における保護を受ける児童(以下この項において「保護児童」という。)と同一の世帯に属する者に係る同法第 24 条の 2 第 1 項の障害児入所給付費、同法第 24 条の 6 第 1 項の高額障害児入所給付費又は同法第 24 条の 7 第 1 項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
		イ 保護児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に関する情報
		ウ 保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の

		身体障害者手帳の交付に関する情報
		エ 保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
		オ 児童福祉法第 22 条第 1 項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この項において「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
		カ 保護児童の扶養義務者に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報
		キ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		ク 保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所給付費、同法第 21 条の 5 の 4 第 1 項の特例障害児通所給付費又は同法第 21 条の 5 の 12 第 1 項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
		ケ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童と同一の世帯に属する扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
		コ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
		サ 保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報
		シ 保護児童の扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 1 項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

	(4) 児童福祉法第 56 条第 2 項の費用の徴収に関する事務(同法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に係る部分に限る。)	(1) のアからシまでに定める情報
	(5) 児童福祉法第 56 条第 2 項の費用の徴収に関する事務(同法第 50 条第 7 号の 3 に係る部分に限る。)	児童福祉法第 33 条の 6 の児童自立生活援助を受ける満二十歳未満義務教育終了児童等(同法第 6 条の 3 第 1 項第 1 号の満二十歳未満義務教育終了児童等をいう。)に係る市町村民税に関する情報
5 知事	(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 28 条の診察の通知に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 22 条から第 26 条の 3 までの規定による申請、通報若しくは届出のあった者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条第 1 項若しくは第 29 条の 2 第 1 項の入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務	当該入院措置に係る精神障害者(以下この項において「措置入院者」という。)又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 31 条の費用の徴収に関する事務	ア 措置入院者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
イ 措置入院者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報		
ウ 措置入院者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報		
6 知事	(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者に係る厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号。以下この項において「平成 13 年統合法」という。)附則第 16 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 13 年統合法附則第 2 条第 1 項第 1 号の廃止

		前農林共済法による障害共済年金、平成 13 年統合法附則第 16 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 13 年統合法附則第 2 条第 1 項第 5 号の旧制度農林共済法による障害年金又は平成 13 年統合法附則第 45 条第 1 項の特例障害農林年金の支給に関する情報
		イ 当該申請を行う者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）第 3 条第 1 項の特別障害給付金の支給に関する情報
	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 4 項の都道府県知事の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る(1)のア及びイに定める情報
	(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 9 条の障害等級の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	
7 知事	(1) 生活保護法第 19 条第 1 項の保護の実施に関する事務	ア 生活保護法第 6 条第 2 項の要保護者又は同条第 1 項の被保護者であった者（以下この項において「要保護者等」という。）に係る児童福祉法第 19 条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
		イ 要保護者等に係る児童福祉法第 20 条第 1 項の療育の給付の支給に関する情報
		ウ 要保護者等に係る児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の障害児入所給付費の支給に関する情報
		エ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 13 条第 1 項、第 31 条の 6 第 1 項若しくは第 32 条第 1 項又は附則第 3 条若しくは第 6 条の資金の貸付けに関する情報

		オ 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第 55 条の 4 第 1 項の就労自立給付金の支給に関する情報
		カ 要保護者等に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報
		キ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条第 1 号（同法第 31 条の 10 において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
		ク 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 17 条の障害児福祉手当、同法第 26 条の 2 の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「昭和 60 年法律第 34 号」という。）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報
		ケ 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報
		コ 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 1 項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
		サ 要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
(2) 生活保護法第 24 条第 1 項の保護の開始又は同条第 9 項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1)のオからサまでに定める情報	
(3) 生活保護法第 25 条第 1 項の職権による保護の開始又は同条第 2 項の職権による保護の変更に関する事務		
(4) 生活保護法第 26 条の保護の停止又は廃止に関する事務		
(5) 生活保護法第 77 条		

	第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務	
8 知事	地方税法第162条の自動車税の減免に関する事務	ア 納税義務者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		イ 納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
9 知事	(1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定に関する事務	ア 公営住宅法第2条第2号の公営住宅の入居者又は同居者（以下この項において「公営住宅入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		イ 公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		ウ 公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		エ 公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(2) 公営住宅法第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1)のアからエまでに定める情報及び公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
(3) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第8項に		

	<p>において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	
	<p>(4) 公営住宅法第 25 条第 1 項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務</p>	
	<p>(5) 公営住宅法第 27 条第 5 項又は第 6 項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	
	<p>(6) 公営住宅法第 29 条第 1 項の明渡しの請求に関する事務</p>	<p>(1) のアからエまでに定める情報</p>
	<p>(7) 公営住宅法第 29 条第 7 項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>(1) のア、イ及びエに定める情報並びに公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報</p>
	<p>(8) 公営住宅法第 30 条第 1 項のあっせん等に関する事務</p>	<p>(1) のアからエまでに定める情報</p>
	<p>(9) 公営住宅法第 32 条第 1 項の明渡しの請求に関する事務</p>	<p>(1) のア、イ及びエに定める情報並びに公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報</p>
	<p>(10) 公営住宅法第 48 条の条例で定める事項に関する事務</p>	
10 教育委員会	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)第 5 条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>ア 特別支援学校への就学奨励に関する法律第 2 条第 1 項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者(以下この項において「保護者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報</p> <p>イ 保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>

11 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務	学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
12 知事	(1) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 住宅地区改良法第2条第6項の改良住宅の入居者又は同居者（以下この項において「改良住宅入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		イ 改良住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		ウ 改良住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報
		エ 改良住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村村民税に関する情報
		オ 改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
(2) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第19条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1)のアからオまでに定める情報	
(3) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務		
(4) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務	(1)のアからウまで及びオに定める情報	
(5) 住宅地区改良法第29条第1項において		

<p>準用する公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務</p>	
<p>(6) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)の規定による改正前の公営住宅法(以下この項において「旧公営住宅法」という。)第12条第1項の家賃の決定に関する事務</p>	<p>(1)のア、イ、エ及びオに定める情報</p>
<p>(7) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第2項(旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する場合を含む。)の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>(1)のアからオまでに定める情報</p>
<p>(8) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第2項の割増賃料の徴収に関する事務</p>	

	(9) 住宅地区改良法第 29 条第 3 項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第 21 条の 2 第 3 項において準用する旧公営住宅法第 13 条の 2 の割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	
	(10) 住宅地区改良法第 29 条第 3 項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第 21 条の 4 前段のあっせん等に関する事務	(1) のア、イ、エ及びオに定める情報
13 知事	(1) 児童扶養手当法第 6 条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該請求に係る児童（以下この項において「手当支給児童」という。）に係る児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の障害児入所給付費、同法第 24 条の 6 第 1 項の高額障害児入所給付費又は同法第 24 条の 7 第 1 項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
		イ 手当支給児童に係る児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項又は第 27 条の 2 第 1 項の措置に関する情報
		ウ 手当支給児童に係る身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		エ 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
		オ 当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
		カ 手当支給児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係る

		ものに限る。)の支給に関する情報
		キ 当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
(2) 児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ア	当該請求に係る児童(以下この項において「手当改定児童」という。)に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
	イ	手当改定児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報
	ウ	手当改定児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
	エ	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	オ	手当改定児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
	カ	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
(3) 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の2第1項又は第2項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務		当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
(4) 児童扶養手当法施行規則第3条の4第1項から第3項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実	ア	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
	イ	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

	についての審査に関する事務	第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
	(5) 児童扶養手当法施行規則第 4 条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該届出に係る児童（以下この項において「現況届出児童」という。）に係る児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の障害児入所給付費、同法第 24 条の 6 第 1 項の高額障害児入所給付費又は同法第 24 条の 7 第 1 項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
		イ 現況届出児童に係る児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項又は第 27 条の 2 第 1 項の措置に関する情報
		ウ 現況届出児童に係る身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		エ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
		オ 当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
		カ 現況届出児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
		キ 当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 1 項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
	(6) 児童扶養手当法施行規則第 4 条の 2 の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		イ 当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 1 項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
14 知事	(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 32 条第 1 項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦に限る。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
	(2) 母子及び父子並び	当該申請を行う者（母子及び父子並びに寡婦福祉法

	に寡婦福祉法第 15 条第 2 項の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務	施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 21 条の特例児童扶養資金の貸付けを受けた者に限る。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
15 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 17 条第 1 項、第 31 条の 7 第 1 項又は第 33 条第 1 項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>イ 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>ウ 当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報</p>
16 知事	(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条第 1 号（同法第 31 条の 10 において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>ア 当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報</p> <p>イ 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>ウ 当該申請を行う者に係る雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項の教育訓練給付金の支給に関する情報</p>
	(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条第 2 号（同法第 31 条の 10 において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>ア 当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報</p> <p>イ 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>ウ 当該申請を行う者に係る職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報</p>
17 知事	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 5 条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	<p>ア 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報</p> <p>イ 当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>

	(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 16 条において読み替えて準用する児童扶養手当法第 8 条第 1 項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号）第 4 条の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。18 の項の（2）において同じ。）若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
18 知事	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 19 条（同法第 26 条の 5 において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
		イ 当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 50 年厚生省令第 34 号）第 5 条（同省令第 16 条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
	(3) 昭和 60 年法律第 34 号附則第 97 条第 1 項	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

	<p>の規定によりなお従前の例によることとされた昭和 60 年法律第 34 号第 7 条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 35 条の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	
19 知事	<p>(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項若しくは第 3 項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号。以下この項において「平成 19 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項の支援給付の支給の実施に関する事務</p>	<p>ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項若しくは第 3 項の支援給付若しくは平成 19 年改正法附則第 4 条第 1 項の支援給付の支給を必要とする状態にある者若しくは支給を受けていた者（以下この項において「要支援者等」という。）に係る医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による保険給付の支給に関する情報</p>
		<p>イ 要支援者等に係る雇用保険法第 10 条第 1 項の失業等給付の支給に関する情報</p>
		<p>ウ 要支援者等に係る職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 7 条第 1 項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報</p>
		<p>エ 要支援者等に係る児童福祉法第 19 条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報</p>
		<p>オ 要支援者等に係る児童福祉法第 20 条第 1 項の療育の給付の支給に関する情報</p>
		<p>カ 要支援者等に係る児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の障害児入所給付費の支給に関する情報</p>
		<p>キ 要支援者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第 13 条第 1 項、第 31 条の 6 第 1 項若しくは</p>

		第 32 条第 1 項又は附則第 3 条若しくは第 6 条の資金の貸付けに関する情報
		ク 要支援者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第 55 条の 4 第 1 項の就労自立給付金の支給に関する情報
		ケ 要支援者等に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報
		コ 要支援者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条第 1 号（同法第 31 条の 10 において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
		サ 要支援者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 17 条の障害児福祉手当、同法第 26 条の 2 の特別障害者手当又は昭和 60 年法律第 34 号附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報
		シ 要支援者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		ス 要支援者等に係る母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 20 条第 1 項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
		セ 要支援者等に係る児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 8 条第 1 項（同法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。）の支給に関する情報
		ソ 要支援者等に係る介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付、同条第 2 号の予防給付又は同条第 3 号の市町村特別給付の支給に関する情報
		タ 要支援者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報
		チ 要支援者等に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 3 条第 1 項の特別障害給付金の支給に関する情報
		ツ 要支援者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第 2 条の経費の支弁に関する情報
		テ 要支援者等に係る学校保健安全法第 24 条の援助の実施に関する情報

		ト 要支援者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 1 項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
		ナ 要支援者等に係る地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 28 条の 2 第 1 項の傷病補償年金、同法第 29 条第 1 項の障害補償年金又は同法第 31 条の遺族補償年金の支給に関する情報
		ニ 要支援者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
	<p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項（平成 19 年改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第 24 条第 1 項の開始又は同条第 9 項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	(1) のアからニまでに定める情報
	<p>(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法第 25 条第 1 項の職権による開始又は同条第 2 項の職権による変更に関する事務</p>	

	<p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法第 26 条の保護の停止又は廃止に関する事務</p>	
	<p>(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までの徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p>	
20 知事	<p>被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第 3 条第 1 項の被災者生活再建支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p>
21 知事	<p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 37 条第 1 項の費用負担の申請</p>	<p>当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報</p>

	に係る事実についての審査に関する事務	
	(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条第1項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
22 知事	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
		イ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		ウ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。（2）のウにおいて同じ。）に係る市町村民税に関する情報
		エ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは当該障害児に係る住民票に記載された住民票関係情報
	(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務	ア 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
		イ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		ウ 当該変更に係る障害者、障害児の保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報
		エ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と

		同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
23 知事 又は教育委員会	(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「就学支援法」という。）第 4 条の高等学校等就学支援金（同法第 3 条第 1 項の高等学校等就学支援金をいう。以下「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成 22 年政令第 112 号）第 1 条第 2 項の保護者等をいう。以下この項において同じ。）に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報
	(2) 就学支援法第 17 条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該届出を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該届出を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

一部改正〔平成 29 年規則 23 号〕

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 23 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正〔平成 29 年規則 43 号〕

附 則（平成 29 年 12 月 18 日規則第 43 号）

この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成 30 年規則第 47 号〕

附 則（平成 30 年 10 月 25 日規則第 47 号）

この規則は、交付の日から施行する。

一部改正〔令和元年規則第 1 号〕

附 則（令和元年 6 月 17 日規則第 1 号）

この規則は、交付の日から施行する。

（別表第 1）（第 2 条関係）

左欄	右欄
1 私立の高等学校（中等教育学校の後期課程及び専修学校	私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付要綱（平成 6 年 3 月 31 日付け 5 広第 361 号総務部長通知。以下「私

の高等課程を含む。)の設置者	立高校授業料軽減補助金交付要綱」という。)の規定に基づく申請書の提出に関する事務
2 私立の学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に限る。)、専修学校若しくは各種学校又は幼保連携型認定こども園(学校法人又は社会福祉法人が設置するものに限る。)の設置者	私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付要綱(平成23年7月29日付け23情私第184号総務部長通知。以下「私立学校被災生徒授業料軽減補助金交付要綱」という。)の規定に基づく申請書の提出に関する事務
3 私立の高等学校等(就学支援法第2条に規定する高等学校等をいう。以下5の項において同じ。)の設置者	(1) 長野県私立高等学校等奨学給付金支給要綱(平成26年8月7日付け26私高第118号。以下「私立高等学校等奨学給付金支給要綱」という。)の規定に基づく申請書の提出に関する事務 (2) 私立高等学校等学び直し支援金交付要綱(平成27年3月3日付け26私高第313号県民文化部長通知。以下「私立高校等学び直し支援金交付要綱」という。)の規定に基づく申請書及び届出書の提出に関する事務
4 私立の小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)の設置者	私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付要綱(平成29年6月29日付け私高第73号県民文化部長通知。以下「私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱」という。)の規定に基づく申請書の提出に関する事務
5 高等学校等(私立のもの及び県が設置するものを除く。)の設置者	(1) 長野県高校生等奨学給付金給付規程(平成26年6月2日付け26教高第153号。以下「高校生等奨学給付金給付規程」という。)の規定に基づく申請書の提出に関する事務 (2) 長野県公立高等学校学び直し支援金交付要綱(平成27年3月31日付け26教高第603号教育長通知。以下「公立高校学び直し支援金交付要綱」という。)の規定に基づく申請書及び届出書の提出に関する事務

(別表第2)(第3条関係)

左欄	右欄
1 条例別表第1の1の項の事務	私立高校授業料軽減補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

2 条例別表第1 の2の項の事務	私立学校被災生徒授業料軽減補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
3 条例別表第1 の3の項の事務	私立高校等奨学給付金支給要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
4 条例別表第1 の4の項の事務	(1) 私立高校等学び直し支援金交付要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 私立高校等学び直し支援金交付要綱の規定に基づく収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
5 条例別表第1 の5の項の事務	私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
6 条例別表第1 の6の項の事務	(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務 (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う当該者に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う当該者に対する職権による保護の変更に関する事務 (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に関する資料の提供等の求めに関する事務 (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 (9) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの

	規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に準じて行う当該者に対する徴収金の徴収を含む。）に関する事務
7 条例別表第 1 の 7 の項の事務	長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則（昭和 52 年長野県教育委員会規則第 5 号。以下「授業料等徴収規則」という。）第 5 条の規定による授業料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
8 条例別表第 1 の 8 の項の事務	高校生等奨学給付金給付規程の規定に基づく受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
9 条例別表第 1 の 9 の項の事務	(1) 公立高校学び直し支援金交付要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 公立高校学び直し支援金交付要綱の規定に基づく収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
10 条例別表第 1 の 10 の項の事務	特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給要綱（昭和 55 年 9 月 5 日付け教育長通知。以下「特別支援学校就学奨励費支給要綱」という。）の規定に基づく経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務

(別表第 3) (第 4 条関係)

左欄	中欄	右欄
1 条例別表第 2 の 1 の項の事務	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府、総務省令第 7 号。以下「省令」という。）第 8 条第 1 号に掲げる事務	ア 児童福祉法第 19 条の 3 第 3 項の医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第 6 条の 2 第 2 項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この項において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令第 22 条第 1 項第 2 号のイの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この項において同じ。）に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）第 5 条第 1 項の特定医療費の支給に関する情報
		イ 児童福祉法第 19 条の 3 第 3 項の医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護法第 19 条第 1 項に準じて行う同法第 6 条第 2 項の要保護者若しくは同条第 1 項の被保護者であった者に準ずる外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に対す

		る保護の実施、同法第 24 条第 1 項に準じて行う外国人要保護者等に対する保護の開始若しくは同条第 9 項に準じて行う外国人要保護者等に対する保護の変更、同法第 25 条第 1 項に準じて行う外国人要保護者等に対する職権による保護の開始若しくは同条第 2 項に準じて行う外国人要保護者等に対する職権による保護の変更又は同法第 26 条に準じて行う外国人要保護者等に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）
	(2) 省令第 8 条第 2 号に掲げる事務	ア 児童福祉法第 19 条の 5 第 2 項の医療費支給認定の変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る難病法第 5 条第 1 項の特定医療費の支給に関する情報 イ 児童福祉法第 19 条の 5 第 2 項の医療費支給認定の変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報
2 条例別表第 2 の 2 の項の事務	(1) 省令第 11 条第 1 号に掲げる事務	児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の障害児入所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
	(2) 省令第 11 条第 2 号に掲げる事務	児童福祉法第 24 条の 6 第 1 項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
	(3) 省令第 11 条第 3 号に掲げる事務	児童福祉法第 24 条の 7 第 1 項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
	(4) 省令第 11 条第 4 号に掲げる事務	児童福祉法施行規則第 25 条の 7 第 7 項の申請内容の変更の届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
3 条例別表第 2 の 3 の項の事務	(1) 省令第 12 条第 1 号に掲げる事務	児童福祉法第 56 条第 1 項の負担能力の認定（同法第 27 条第 1 項第 3 号の障害児入所施設に係るものを除く。）に係る同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者（以下この項において「措置児童等」という。）に係る

		外国人生活保護実施関係情報
	(2) 省令第12条第2号に掲げる事務	児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定（同法第27条第1項第3号の障害児入所施設に係るものに限る。）に係る措置児童等に係る外国人生活保護実施関係情報
	(3) 省令第12条第3号に掲げる事務	児童福祉法第56条第2項の費用（同法第50条第5号に係るものに限る。）の徴収に係る同法第20条第1項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
	(4) 省令第12条第4号に掲げる事務	児童福祉法第56条第2項の費用（同法第50条第6号又は第6号の2に係るものに限る。）の徴収に係る同法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦若しくは当該妊産婦の扶養義務者又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童若しくは当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
	(5) 省令第12条第5号に掲げる事務	児童福祉法第56条第2項の費用（同法第50条第7号（障害児入所施設に係る部分を除く。）に係るものに限る。）の徴収に係る措置児童等に係る外国人生活保護実施関係情報
	(6) 省令第12条第6号に掲げる事務	児童福祉法第56条第2項の費用（同法第50条第7号（障害児入所施設に係る部分に限る。）又は第7号の2に係るものに限る。）の徴収に係る同法第27条第1項第3号及び第2項の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
4 条例別表第2の4の項の事務	省令第17条に定める事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者、当該精神障害者の扶養義務者又は当該精神障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
5 条例別表第2の5の項の事務	(1) 省令第19条第1号に掲げる事務	ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		イ 要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

		ウ 要保護者等に係る私立高校等奨学給付金支給要綱に規定する私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報
		エ 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第 55 条の 4 第 1 項に準じて行う外国人要保護者等に対する就労自立給付金の支給に関する情報
	(2) 省令第 19 条第 2 号に掲げる事務	(1) のアからエまでに定める情報
	(3) 省令第 19 条第 3 号に掲げる事務	
	(4) 省令第 19 条第 4 号に掲げる事務	
	(5) 省令第 19 条第 5 号に掲げる事務	
(6) 省令第 19 条第 6 号に掲げる事務		
6 条例別表第 2 の 6 の項の事務	(1) 省令第 21 条第 2 号に掲げる事務	納税義務者に係る戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条第 1 項又は第 2 項の戦傷病者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
	(2) 省令第 21 条第 3 号に掲げる事務	(1) に定める情報
7 条例別表第 2 の 7 の項の事務	(1) 省令第 44 条第 1 号に掲げる事務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項及び第 3 項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号。以下この項において「平成 25 年改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成 25 年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第 14 条第 1 項の支援給付、平成 25 年改正法附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 3 項の支援給付及び平成 25 年改正法附則

		第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項に準じて行う外国人要保護者等に対する就労自立給付金の支給に関する情報
	(2) 省令第44条第2号に掲げる事務	(1)に定める情報
	(3) 省令第44条第3号に掲げる事務	
	(4) 省令第44条第4号に掲げる事務	
	(5) 省令第44条第5号に掲げる事務	
	(6) 省令第44条第6号に掲げる事務	
8 条例別表第2の8の項の事務	(1) 省令第58条第1号に掲げる事務	
		イ 就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
	(2) 省令第58条第2号に掲げる事務	ア 就学支援法第17条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
		イ 就学支援法第17条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
9 条例別表第2の9の項の事務	(1) 省令第59条の3第1号に掲げる事務	難病法第6条第1項の支給認定の申請に係る指定難病（難病法第5条第1項の指定難病をいう。以下この項において同じ。）の患者又は支給認定基準世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）第1条第1項第2号のイの支給認定基準世帯員をいう。以下この項において同じ。）に係る外国人生活保護実施関係情報
	(2) 省令第59条の3第2号に掲げる事務	難病法第10条第2項の支給認定の変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

(別表第4) (第4条関係)

左欄	中欄	右欄
1 条例別	私立高校授業料軽減	ア 当該申請に係る生徒（私立高校授業料軽減補助

表第2の10の項の事務	補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	金交付要綱に規定する生徒をいう。以下この項において同じ。)の保護者(私立高校授業料軽減補助金交付要綱に規定する保護者をいう。以下この項において同じ。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		イ 当該申請に係る生徒又は当該者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該申請に係る生徒に係る就学支援金の支給に関する情報
		エ 当該申請に係る生徒に係る私立高校等学び直し支援金交付要綱に規定する学び直し支援金の支給に関する情報
2 条例別表第2の11の項の事務	私立学校被災生徒授業料軽減補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請に係る生徒等(私立学校被災生徒授業料軽減補助金交付要綱に規定する生徒等をいう。以下この項において同じ。)の保護者等(私立学校被災生徒授業料軽減補助金交付要綱に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		イ 当該申請に係る生徒等又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該申請に係る生徒等に係る就学支援金の支給に関する情報
		エ 当該申請に係る生徒等に係る私立高校等学び直し支援金交付要綱に規定する学び直し支援金の支給に関する情報
		オ 当該申請に係る生徒等の保護者等に係る私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付に関する情報
3 条例別表第2の12の項の事務	私立高校等奨学給付金支給要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請に係る保護者等(私立高校等奨学給付金支給要綱に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		イ 当該申請に係る高校生等(私立高校等奨学給付金支給要綱に規定する高校生等をいう。以下この項において同じ。)又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該申請に係る高校生等に係る就学支援金の支給に関する情報
		エ 当該申請に係る高校生等又は当該者の保護者

		等に係る生活保護実施関係情報
		オ 当該申請に係る高校生等に係る私立高校等学び直し支援金交付要綱に規定する学び直し支援金の支給に関する情報
		カ 当該申請に係る高校生等又は当該者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
4 条例別表第2の13の項の事務	(1) 私立高校等学び直し支援金交付要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者の保護者等（私立高校等学び直し支援金交付要綱に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		イ 当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報
	(2) 私立高校等学び直し支援金交付要綱の規定に基づく収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該届出を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		イ 当該届出を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
		ウ 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報
5 条例別表第2の14の項の事務	私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請に係る児童生徒（私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱に規定する児童生徒をいう。以下この項において同じ。）の保護者等（私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。）に係る市町村民税に関する情報
		イ 当該申請に係る児童生徒又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
6 条例別表第2の15の項の事務	(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務	ア 外国人要保護者等に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
		イ 外国人要保護者等に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報
		ウ 外国人要保護者等に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
		エ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第

		6条の資金の貸付けに関する情報
		オ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
		カ 外国人要保護者等に係る難病法第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
		キ 外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
		ク 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
		ケ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
		コ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
		サ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
		シ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		ス 外国人要保護者等に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		セ 外国人要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
		ソ 外国人要保護者等に係る私立高校等奨学給付金支給要綱に規定する私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報
	(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準	(1)のアからソまでに定める情報

	<p>じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う当該者に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	
	<p>(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う当該者に対する職権による保護の変更に関する事務</p>	
	<p>(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務</p>	
	<p>(5) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務</p>	
	<p>(6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項</p>	

	の規定に準じて行う当該者に対する徴収金の徴収を含む。)に関する事務	
7 条例別表第2の16の項の事務	授業料等徴収規則第5条の規定による授業料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者の保護者(授業料等徴収規則第4条第1項の保護者をいう。以下この項において同じ。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		イ 当該申請を行う者又は当該者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報
8 条例別表第2の17の項の事務	高校生等奨学給付金給付規程の規定に基づく受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請に係る保護者等(高校生等奨学給付金給付規程に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		イ 当該申請に係る高校生等(高校生等奨学給付金給付規程に規定する高校生等をいう。)又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
9 条例別表第2の18の項の事務	(1) 公立高校学び直し支援金交付要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該申請を行う者の保護者等(公立高校学び直し支援金交付要綱に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		イ 当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
	ウ 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報	
	(2) 公立高校学び直し支援金交付要綱の規定に基づく収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	ア 当該届出を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
イ 当該届出を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報		
ウ 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報		
10 条例別表第2の19の項の事務	特別支援学校就学奨励費支給要綱の規定に基づく経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	ア 保護者等(特別支援学校就学奨励費支給要綱に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
		イ 保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

(別表第5) (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
1 条例別表第3の1の項の事務	(1) 省令第19条第1号に掲げる事務	ア 要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報(以下「法定分就学奨励費関係情報」という。) イ 要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報 ウ 要保護者等に係る高校生等奨学給付金給付規程に規定する奨学給付金の支給に関する情報(以下「奨学給付金関係情報」という。) エ 要保護者等に係る特別支援学校就学奨励費支給要綱の規定に基づく経費の支弁に関する情報(以下「要綱分就学奨励費関係情報」という。)
	(2) 省令第19条第2号に掲げる事務	(1)のアからエまでに定める情報
	(3) 省令第19条第3号に掲げる事務	
	(4) 省令第19条第4号に掲げる事務	
	(5) 省令第19条第5号に掲げる事務	
	(6) 省令第19条第6号に掲げる事務	
	2 条例別表第3の2の項の事務	(1) 省令第44条第1号に掲げる事務
(2) 省令第44条第2号に掲げる事務		(1)のアからウまでに定める情報
(3) 省令第44条第3号に掲げる事務		
(4) 省令第44条第4号に掲げる事務		
(5) 省令第44条第5号に掲げる事務		
(6) 省令第44条第6号に掲げる事務		
3 条例別表第3の		省令第23条に定める事務

5の項の 事務		世帯に属する者（以下この項において「保護者等」という。）に係る生活保護実施関係情報
		イ 保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(別表第6) (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
1 条例別表第3の3の項の事務	私立高校等奨学給付金支給要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請に係る高校生等（私立高校等奨学給付金支給要綱に規定する高校生等をいう。）と同一の世帯に属する者に係る奨学給付金関係情報
2 条例別表第3の4の項の事務	(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務	ア 外国人要保護者等に係る法定分就学奨励費関係情報
		イ 外国人要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報
		ウ 外国人要保護者等に係る奨学給付金関係情報
		エ 外国人要保護者等に係る要綱分就学奨励費関係情報
	(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う当該者に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1)のアからエまでに定める情報
	(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う当該者に対する職権による保護の変更に関する事務	

	<p>する事務</p> <p>(4) 生活保護法第 26 条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>(5) 生活保護法第 63 条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>(6) 生活保護法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に準じて行う当該者に対する徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p>	
3 条例別表第 3 の 6 の項の事務	授業料等徴収規則第 5 条の規定による授業料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>ア 当該申請を行う者の保護者（授業料等徴収規則第 4 条第 1 項の保護者をいう。以下この項において同じ。）に係る生活保護実施関係情報</p> <p>イ 当該申請を行う者の保護者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
4 条例別表第 3 の 7 の項の事務	高校生等奨学給付金給付規程の規定に基づく受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>ア 当該申請に係る高校生等（高校生等奨学給付金給付規程に規定する高校生等をいう。以下この項において同じ。）又は当該者の保護者等（高校生等奨学給付金給付規程に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。）に係る生活保護実施関係情報</p> <p>イ 当該申請に係る高校生等又は当該者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報</p>

5 条例別 表第3の 8の項の 事務	特別支援学校就学奨 励費支給要綱の規定 に基づく経費の算定 に必要な資料に係る 事実についての審査 に関する事務	ア 保護者等（特別支援学校就学奨励費支給要綱に 規定する保護者等をいう。）又は当該保護者等と 同一の世帯に属する者（以下この項において「保 護者等」という。）に係る生活保護実施関係情報
		イ 保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報